

重点的な取組として記載する事項について

★ 「子ども・子育て支援法の法定必須記載事項」

● 基本事項

⇒提供区域の設定 など

● 就学前教育・保育

(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業など))

⇒量の見込み、確保方策

● 就学前教育と保育の一体的提供の推進

⇒取組内容

● 地域子ども・子育て支援事業(13事業)

⇒それぞれの量の見込み、確保方策

① 地域子育て支援拠点事業

(つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター)

② 利用者支援事業

③ 放課後児童健全育成事業等

(児童育成クラブ、放課後子どもプランに基づく放課後子供教室)

④ 時間外保育事業

(延長保育事業)

⑤ 一時預かり事業

⑥ 病児保育事業

(病児・病後児保育事業)

⑦ 子育て短期支援事業

(ショートステイ、トワイライトステイ)

⑧ 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

⑨ 養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

(養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(妊婦健診事業)

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

(すこやか訪問事業、養育支援訪問事業)

⑫ 多様な主体の参入促進事業

⑬ 実費徴収に係る補足給付事業

☆ 「子ども・子育て支援法の法定必須記載事項」以外

◎ 児童虐待防止対策の充実

⇒取組内容

◎ 障害のある子どもへの支援の充実

⇒取組内容

◎ 子どもの貧困対策(ひとり親家庭の自立支援の推進を含む)

⇒取組内容

◎ 「草津っ子」育み事業

⇒取組内容